

広島県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年四月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市西条町馬木二二九一番二地先から 東広島市西条町吉行字河尻六三三番二地先ま で	旧	七・四〇〇〇五 二・六〇〇〇〇	一〇、三九 二・〇〇〇	トリプルウエ イ
東広島市西条町上三永字平田一四〇一番四地 先から 東広島市高屋町溝口一一一番一地先まで	新	二〇・〇〇〇〇〇 一六五・〇〇〇	四、四四〇・ 五〇	
東広島市西条町馬木二二九一番二地先から 東広島市西条町吉行字河尻六三三番二地先ま で	新	七・五〇〇〇八 五・〇〇〇〇〇	一〇、七〇 一・〇〇〇	ダブルウエイ 不用物件延長 四、〇八一・ 〇〇メートル 不用物件延長 九・三〇メー トル
東広島市西条町上三永字平田一四〇一番四地 先から 東広島市高屋町溝口一一一番一地先まで	新	二〇・〇〇〇〇〇 一六五・〇〇〇	四、四四〇・ 五〇	